## セーフティネット住宅の登録基準

以下のすべてを満たす住戸が対象となります。

	●床面積が一定の規模以上であること	
	<一般住宅>	
	・16 ㎡以上(台所等が共用の場合は、13 ㎡以上)	
	<共同居住型住宅(シェアハウス)>	
	・ひとり親世帯向けシェアハウスの場合	
	住宅全体の面積	15 ㎡ × ひとり親世帯以外の居住人数
		+ 22 m × ひとり親世帯数 + 10 m以上
	専用居室の面積	12 ㎡以上
	・その他のシェアハウスの場合	
	住宅全体の面積	13 m × 居住人数 + 10 m以上
	専用居室の面積	7㎡以上
	<ul><li>●耐震性を有すること</li></ul>	
	<ul><li>・昭和 56 年(1981年)6月1日以降に建築(着工)した住宅。</li><li>・昭和 56 年(1981年)5月31日以前に建築(着工)した住宅の場合は</li></ul>	
	耐震診断により耐震性能を有することが確認さている、もしくは耐震改	
	修により耐震性が確保さていること。	
	●消防法、若しくは、建築基準法等の法律に違反していないこと。	
設備	●対象住戸が台所、便所、収納設備、浴室(以下「台所等」)を備えていること。 と。 ただし、共用部分に共同で利用するための適切な台所等を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、	
	各戸に台所等を備える必要はありません。	
家 賃	●近傍同種の家賃と均衡を失しないよう適正に決められていること。	
その他	●災害の危険性が高い地域(以下の区域)に立地していないこと。	
	(土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、)	
	災害危険区域、津波災害特別警戒区域	